

## 富山県除草機械貸出試行要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富山県が保有する除草機械の貸出試行に関して必要な事項を定め、地域の共有財産である河川空間の官民連携による維持管理作業の推進を図ることを目的としている。

### (貸出対象除草機械)

第2条 貸出対象除草機械は、別表1のとおりとする。

- 2 除草機械を保有する土木センター所長又は土木事務所長（以下「貸出者」という。）は、貸出対象機械をホームページ等で公表するものとする。

### (貸出対象団体)

第3条 除草機械の貸出の対象者は、富山県堤防草刈参加団体として登録している団体とする。

### (貸出の要件)

第4条 除草機械等は、富山県が管理する河川区域内において使用するとき貸し出すものとする。

### (貸出期間)

第5条 除草機械の貸出期間は、7日以内を基本とし、機械を保有する貸出者と協議の上、決定する。

### (費用負担)

第6条 除草機械の貸出に要する費用負担は、別表2のとおりとする。

### (貸出)

第7条 除草機械の貸出を受けようとする者（以下「借受者」という。）は、貸出を受けようとする1か月前から7日前までに、機械を保有する貸出者へ「除草機械貸出申請書（様式1）」により申請し、許可を得るものとする。なお、申請書及び許可証は2部作成し貸出者、借受者双方で保管をする。

- 2 貸出者は申請時に借受者から申請書裏面の誓約事項について、同意を得なければならない。
- 3 借受者は申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を修正し、再申請を行うこととする。
- 4 除草機械の貸出順は原則先着順とする。
- 5 借受者は貸出日に貸出者が指定する場所で除草機械を受け取るものとする。

### (禁止事項)

第8条 借受者は除草機械について、定まった用法に従い使用しなければならない。

- 2 借受者は除草機械を転貸及び借り受けた目的以外に使用してはならない。
- 3 借受者は貸出者の許可なく除草機械の改造や修繕その他形状を変更する行為をしてはならない。

### (許可の取消)

第9条 貸出者は第8条禁止事項に該当したことが確認できた場合、又はその他貸出が不適当と判断した場合は許可の取消ができる。

(除草機械の故障破損)

第 10 条 借受者の故意又は重過失により除草機械に故障破損が生じた場合又は除草機械を亡失した場合は、借受者の負担により修繕又は買換えを行う。

(返却)

第 11 条 除草機械を貸出者へ返却するときは、機械の清掃を行い、燃料を満杯に補充し、貸出を受けた状態にして貸出者が指定する場所へ返却を行う。なお、貸出者は立会いにより除草機械の状態を確認しなければならない。

(報告)

第 12 条 借受者は次の事由が生じた場合、速やかに貸出者へ報告をしなければならない。

- (1) 申請書の内容を履行出来なくなった場合
- (2) 除草機械に破損や故障その他異常が生じた場合
- (3) 除草機械の操作により、活動従事者が傷害を負った場合
- (4) 除草機械の操作により、施設や工作物等に損傷を与えた場合
- (5) 除草機械の操作により、第三者に人的及び物的に被害を与えた場合

(その他)

第 13 条 この要綱に定めることのほか、除草機械の貸出に関して必要な事項は、貸出者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

● 貸出対象除草機械一覧表

事務所名	除草機械機種
新川土木センター	ラジコン型除草機械 1 台 (付属品：アルミブリッジ、燃料携行缶)
新川土木センター入善土木事務所	斜面对応除草機械 3 台
富山土木センター	ラジコン型除草機械 1 台 (付属品：アルミブリッジ、燃料携行缶)
高岡土木センター	ラジコン型除草機械 1 台
高岡土木センター小矢部土木事務所	ラジコン型除草機械 1 台

別表2(第6条関係)

●除草機械における費用に関する一覧表

	貸出者	借受者	備考
メンテナンス	○		
賠償責任保険	○		
傷害保険	○		
動産総合保険	○		
運搬費		○	
燃料費		○	※満タン返しとする。
故意又は重過失による故障破損が生じた場合及び亡失した場合の修繕・買換え費用		○	※要綱第10条